

もっと知りたい!

わたしのねんきん

望月FP 社会保険労務士事務所 所長

望月 厚子 (もちづき あつこ)

社会保険労務士、ファイナンシャル・プランナー (CFP)。個人および法人の相談業務、労働・社会保険に関するコンサルティング業務、新聞・雑誌等への執筆、各種セミナー講師を務める。日本年金機構の年金事務所に年金相談業務に携わる。専門職後見人。



今回の
知りたい!
Point

未支給年金を受け取る遺族の手続き 知っておきたい請求手続きと注意事項



未支給年金とは、公的年金を受給している人が亡くなった際、亡くなった人が受け取るはずであった年金が未払いのまま(未請求者も含む)残っている年金のことをいいます。公的年金は、年金を受給している人が亡くなった月の分まで支払われますので、必ず未支給年金が生じることになります。今回は、未支給年金について、ご説明しましょう。

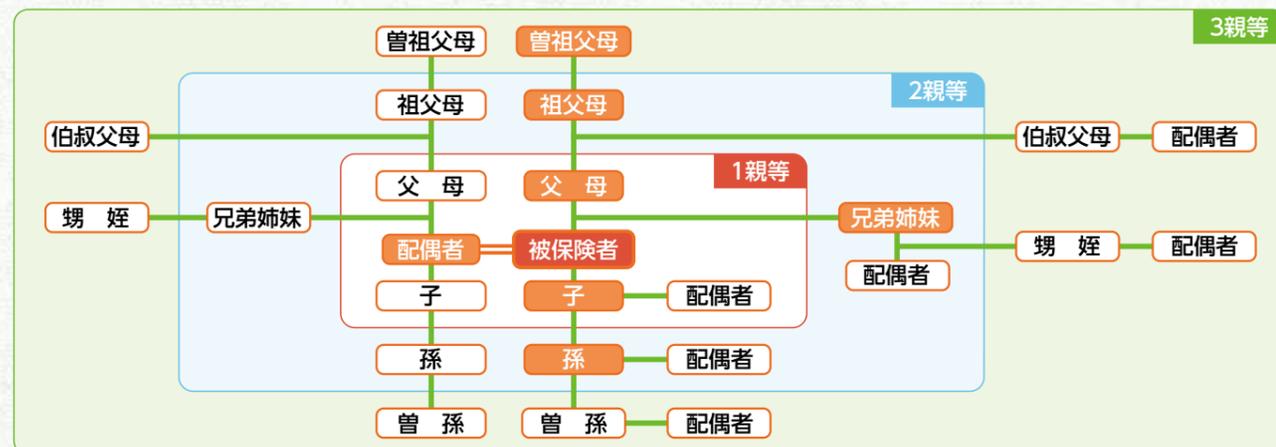
未支給年金とは

公的年金は、原則として偶数月に前々月と前月の2ヵ月分がまとめて支給されます。12月に支給される年金を例にとると、12月に支給される年金は、10月と11月の2ヵ月分の合計額になります。公的年金の支給期間は、受給権が発生した月の翌月分から消滅した月分までとなっています。例えば、10月10日生まれの人の老齢年金は、受給権が発生した誕生月の翌月11月分から亡くなった月分まで支給されます。亡くなった月については、月の途中で亡くなったとしても、1ヵ月分が全額支給されます(日割り計算ではありません)。したがって、偶数月に亡くなった場合には、その月分の年金が未支給年金となり、奇数月に亡くなった場合には、その月分と前月分の2ヵ月分が未支給年金となります。亡くなった月分は、本人が受け取ることができませんので、未支給年金として遺族が請求手続きをすることになります。

未支給年金を受け取れる遺族

未支給年金の請求ができる遺族は、決まっています。亡くなった時点で「その人と生計を同じくしていた」①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦その他①~⑥以外の3親等内の親族となっています。3親等内の親族とは、曾孫、曾祖父母、甥・姪などです(下図参照)。未支給年金を受ける順位は、①~⑦の順で、先順位者がいる場合には、後順位者は請求できません。また、同順位者が2名以上いる場合には、そのうちの1名が代表者として請求します。請求者については、年齢や収入金額は問われません。

●3親等内の親族図



年金受給中に亡くなったJさんの長女Nさんのケースを見てみましょう。

年金を受けていた父が亡くなりました。未支給年金を受け取るための手続きについて教えてください。

老齢基礎年金と老齢厚生年金を受給していた父(Jさん)が11月に亡くなりました。母はすでに亡くなっています。私は長女(Nさん)ですが、未支給年金の手続きが必要だと聞きました。どのような手続きが必要かを教えてください。父の年金が振り込まれていた銀行口座は、すでに解約しています。

●Jさん:78歳男性。老齢基礎年金と老齢厚生年金を年間240万円ほど受け取っていた。妻はすでに死亡。子供は、2人いるが、いずれも結婚し、Jさんとは離れて暮らしている。



STEP 1 未支給年金の請求手続きと必要書類の準備

年金を受け取る権利は、死亡日に消滅しますので、Jさんの場合は、10月分と11月分の未払いの年金が発生します。未払い分の年金を受け取るために「未支給年金・未支払給付金請求書および受給権者死亡届(報告書)」の手続きが必要になります。Nさんは、Jさんのお子さんですので、未支給年金を請求することができます。請求手続きは、年金事務所や街角の年金相談センターですることができます。未支給年金請求に添付が必要な書類は、①亡くなった人の年金証書、②亡くなった人と請求者の続柄が分かる書類(戸籍謄本など)、③請求者の世帯全員の住民票、④亡くなった人の住民票除票、⑤請求者名義の通帳またはキャッシュカード(公金受取口座の場合は不要)です。③と④は、未支給年金の請求書に請求者のマイナンバー(個人番号)を記入すれば、添付を省略することができます。戸籍謄本や住民票は、亡くなった日より後に交付されたものがが必要です。

STEP 2 未支給年金の受け取り

未支給年金は、「生計を同じくしている遺族」でないと、請求することができません。亡くなった人と請求者の住民票の住所が同一であれば、生計を同じくしていたことが確認できます。しかし、JさんとNさんのように別居し、かつ、住民票上の住所が異なる場合は、「生計同一関係に関する申立書(様式3)」の添付が必要になります。この用紙は、事前に年金事務所などから送付してもらうか、日本年金機構のホームページからもダウンロードすることができます。この用紙には、「別居していた理由(例えば、結婚して独立したためなど)」や「経済的援助の状況(例えば、請求者から亡くなった人に日常生活費を定期的に送金しているなど)」や「音信・訪問の状況」などを記入します。また、「第三者による証明欄」部分がありますので、3親等内の親族以外の第三者に証明(住所・氏名などを記入)してもらいます。ただし、請求者が配偶者や子供の場合には、第三者による証明書に代わる書類(定期的に送金していた預金通帳のコピーなど)を添付することで省略することができます。未支給年金の請求後、請求者の口座に未支給年金が振り込まれるまで3~4ヵ月ほどかかります。



ポイントチェック

未支給年金は、相続税の課税対象ではありません。未支給年金を受け取った遺族の所得税の「一時所得」に該当し、確定申告が必要となります。ただし、未支給年金を受け取った年において、その未支給年金を含む一時所得の金額の合計額(「50万円の特別控除」を控除する前の金額)が50万円以下の場合には、確定申告は不要です。